

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年12月10日

水 曜 日

第 3847 号

## 目 次

### 告 示

- 都市計画の変更 1
- 指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出 2

### 公 告

- 物品等の売却に係る一般競争入札の実施
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 5
- 都市計画の図書の写しの縦覧 6
- 開発行為の工事完了 7

## 告 示

### 富山県告示第516号

#### 都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年12月10日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 都市計画の種類及び名称

（種類）富山高岡広域都市計画都市高速鉄道

（名称）1号 あいの風とやま鉄道線

#### 2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

富山市田刈屋字向田、田刈屋字中田浦、田刈屋字東繩、駒見字中繩、明輪町、

牛島本町二丁目字沼、牛島本町一丁目、牛島町、城北町字菰田割、城北町字三反割、曙町字三反割、曙町字大道割、曙町字代官田割、曙町字住居田割、曙町字上千歩割、稲荷元町三丁目字赤沼割、稲荷元町三丁目字下千歩割、稲荷元町三丁目字長縄割、稲荷元町三丁目字下川原割、稲荷園町及び新富居の各一部  
ただし、別紙図面表示のとおり

### 3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

富山市都市整備部都市政策課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第517号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

平成26年12月10日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 |               | 辞退する自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において辞退する医療の種類 | 辞退年月日       |
|------------|---------------|---------------|----------------------|-------------|
| 名称         | 所在地           |               |                      |             |
| やまぶき薬局     | 砺波市庄川町青島668番地 | 精神通院医療        |                      | 平成26年12月30日 |

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

### 物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年12月10日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する事項

- (1) 売却物品等の名称及び数量  
貨客自動車（富山45に2846） 1台
- (2) 売却物品等の機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 引渡期限  
平成27年2月20日
- (4) 引渡場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

## 3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

## 4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）  
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県出納局総務会計課用度管理係  
電話 076-444-3423、3424（直通）
- (2) 入札説明書の交付方法

平成26年12月10日から平成26年12月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝

日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日を除く。)の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

平成27年 1 月 7 日 午後 5 時 15 分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

平成27年 1 月 15 日 午前 10 時

(2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもつ

て入札したものを落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により黒部市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月10日

富山県知事 石 井 隆 一

### 都市計画の種類及び名称

（種類）黒部都市計画道路

（名称）3・4・5号 荻生大布施線

3・6・8号 石田磯線

II・3・3号 石田海岸線

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月10日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

（種類） 南砺都市計画地区計画

（名称） 福光駅西地区 地区計画

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により南砺市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月10日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類及び名称

南砺都市計画用途地域

**都市計画の図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により射水市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年12月10日

富山県知事 石 井 隆 一

## 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画地区計画

(名称) 小林地区 地区計画

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年12月10日

富山県知事 石 井 隆 一

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                              | 公 共 施 設 |     | 開 発 許 可 を 受 け た 者 |              |
|---|---------|-----|-------------------|--------------|
|   | 位置・区域   | 種 類 | 住 所               | 氏 名          |
| 中新川郡立山町西大森 607番、611番、612番、613番 2、614番 2、608番の一部 |         |     | 富山市中屋22番地の 2      | キンコー樹脂工業株式会社 |
| 中新川郡上市町正印 319番外15筆並びに中新川郡上市町川原田字下尾兵衛16番外5筆      |         |     | 中新川郡上市町神田16番地     | 株式会社池田模範堂    |

